

# 中央省庁等改革推進本部顧問会議 第13回議事概要

1 日 時 平成11年4月15日(木)12:15~13:50

2 場 所 内閣総理大臣官邸大客間

3 出席者

(顧問)

今井敬座長、石原信雄顧問、小池唯夫顧問、佐藤幸治顧問、高原須美子顧問、得本輝人顧問、西崎哲郎顧問、藤田宙靖顧問、山口信夫顧問

(推進本部)

小淵恵三本部長(内閣総理大臣)、野中広務副本部長(内閣官房長官)、太田誠一副本部長(行政改革担当大臣/総務庁長官)、鈴木宗男本部長補佐(内閣官房副長官)、上杉光弘本部長補佐(内閣官房副長官)、古川貞二郎本部長補佐(内閣官房副長官)

(推進本部事務局)

河野昭事務局長他

4 議題

(1)小淵内閣総理大臣挨拶

(2)中央省庁等改革関連法律案及び中央省庁等改革の推進に関する方針案について

5 会議経過

(1)小淵総理大臣から、概略次のあいさつがあった。

- ・ 座長を始め顧問の皆様の大変熱心な御議論、貴重な御指摘に改めて厚く御礼申し上げます。本内閣においては、中央省庁等改革を最重要課題の一つとして、その実現に全精力を傾けてきた。
- ・ 17本の関連法律案及び方針案の策定作業は大詰めの段階である。政府としては遅くとも27日には法案を閣議決定し、併せて方針を策定する予定。本日はこれらの法案及び方針を決定する前の大変貴重な機会であり、大所高所から忌憚のない御議論、御意見を賜りたい。
- ・ あわせてご報告申し上げますが、新たな省の名称及び建制順については、内閣及び与党から自分に一任されていたところであり、この度、熟慮の上決定した。新たな省の名称については、後藤田元副総理を始めとする各界の有識者の方々にご検討をお願いしていたが、その検討結果についてのご報告等を踏まえ、自分の判断として、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省と決定した。また建制順についても、この順番、すなわち、原則として母体となる省の順番によることとした。顧問の皆様のご理解を賜りたい。

(2)①独立行政法人通則法案、整備法案及び方針案の関連部分、②方針案のうち「スリム化計画」及び「審議会の整理合理化計画」の部分につき、事務局から資料に基づき説明があり、これを受けて概略次の議論が行われた。

- ・ 独立行政法人の身分につき、基本法が目指しているのは国家公務員の身分を与えないものであり、国家公務員の身分を与える独立行政法人は一部例外的であるはずである、5年ごとの見直しの際には当該法人の身分についても見直して頂きたいとの発言があった。これに対し、基本法の解釈としては、国家公務員の身分を与えるものを与えないもののどちらが原則ということはない、身分の見直しについては通則法案の中の「中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い」という部分の対象となっているとの説明があった。
- ・ 関連して、国家公務員の身分を与えない独立行政法人の数が増えていくべきであるとの点は賛成だが、国家公務員の身分を与える独立行政法人であっても自由度、透明度が高まり評価システム等の制度設計はかなりよくできておりこれは評価したい、ただし見直しはしっかり行う必要がある、また、国家公務員の身分を与えない独立行政法人へのインセンティブを与えることも必要との意見があった。これに対し、服務規律の面など、すでに国家公務員の身分を与えない独立行政法人へのインセンティブがあるとの説明があった。

また、国家公務員の身分を与える意味は、身分保障の面が半分、職員に使命感を与えるのが半分であり、できる限り国家公務員の身分を与えない独立行政法人にすることが望ましいのはそのとおりであろうが、国家公務員の身分を与える独立行政法人では意味がないということはないとの発言があった。

- ・独立行政法人の長が採用する場合、公務員試験を受けない者を採用しても公務員になるのか、民間から任用された職員を公務員と考えるのかといった問題についても考えて頂きたいとの発言があった。これに対し、任用の仕方自体が、現在の一般職公務員よりも独立行政法人の方がゆるやかであるので、試験によらない採用という弾力性は増してくるとの説明があった。
- ・独立行政法人の役職員の兼職につき質問があり、これに対し、国家公務員の身分を与える独立行政法人であっても営利企業ではないものとの兼業のようにゆるやかになる部分はあるが、営利企業への就任についてはあまりゆるやかにはならないとの説明があった。また、職員の給与についても質問があり、これに対し、一律の俸給表の適用ではなく、業績に応じてメリハリのきいた給与支給が可能になるとの説明があった。
- ・独立行政法人についてしっかりした制度ができるのに比べて特殊法人の見直しのタイミングであるが、設置法等の成立後早急に進めて頂きたいとの発言があった。これに対し、一連の法案が成立後特殊法人についても見直しが進められるべきものであるとの回答があった。
- ・造幣・印刷事業について、大蔵省内の懇談会の結論が出た後、組合に話もないままに独立行政法人化が決められ、然るべき手順が踏まれていないのではないかとの発言があった。これに対し、労働界の代表も加わっている大蔵省内懇談会の検討を待ってほしいとの労働界の声を受けて待っていたところ、同懇談会からは国営維持が望ましいが条件が満たされれば独立行政法人化もあり得るとの答申が出された、これを受けて自民党としても今朝独立行政法人化を決めた模様である、今後大蔵省当局と組合との間で話し合いがなされることになるものと思うとの説明があった。
- ・金融庁の機構強化や公取委の審査体制の強化については、将来に禍根を残さないようしっかりやっていただきたいとの発言があった。

(3)次に、内閣法改正法案、内閣府設置法案、国家行政組織法改正法案、各省設置法案及び方針案のうちこれらの関連部分、更に、省間調整システムなど方針案のその他の部分につき、事務局から資料に基づき説明があり、これを受けて概略以下の議論が行われた。

- ・省間調整については、国家行政組織法改正法案の要綱では「資料の提出及び説明を求め、…意見を述べる」とあり表現が後退しているように見えるがどうか、との発言があった。これに対し、国家行政組織法においては各省は政策を調整しなければならないということ、調整に当たって何ができるかということの規定し、更に「方針」において、各省は調整を図らねばならないということ及び内閣の機関による総合調整につき記述することとしている、これらを併せ重層的に見て頂きたいとの説明があった。この説明を受け更に、基本法にいう提言、協議、調整が全体として完全に具体化されているものと理解してよいかとの質問があり、これに対し、そのとおりであるとの回答があった。
- ・内閣官房副長官補につき、なぜ法律で3名と規定するのか、また、広報官、情報官の位置付け如何との質問があった。これに対し、内閣官房副長官補は統括責任者であり次官級の重い特別職であるので、人数を明記する必要がある、但しその職務分担は柔軟にできるようにする、他方広報官及び情報官については格付けは内閣官房副長官補と同等であるが職務内容がはっきりしているので名称を違えているものであるとの説明があった。関連して、大綱において仮称として記述されていた内閣企画調整室がなくなっているのはなぜかとの質問があり、これに対し、室をつくと室長を置かざるを得ないなど組織面の硬直化をもたらすので、より機動的に対処すべく内閣官房副長官補としたものであるとの説明があった。また3名との人数につき、3名間の職務分担は柔軟にするにしても内政、外政、安全保障という大きな柱があること、基本法において内閣官房が扱うべきものとされた課題等に鑑み、3名が適当と判断しているとの説明があった。これに対し、経験に照らしこの人数は適当であろう、もし不足すればその時点で増やせばよいとの発言があった。
- ・経済財政諮問会議や総合科学技術会議などについては、顧問会議での議論が反映されており評価したい、また、内閣府の性格につき従来からよくわからなかったが、今回の設置法大綱案で所掌事務についてはきれいに整理できて分かりやすくなったとの発言があった。

(4) 次回の顧問会議については、改めて連絡することとされた。

以上  
(文責 中央省庁等改革推進本部事務局)  
—速報のため事後修正の可能性あり—

- ・ 資料1: 中央省庁等改革関連法律案要綱(原案)
- ・ 資料2: 中央省庁等改革関連法律案(原案)の概要
- ・ 資料3: 中央省庁等改革の推進に関する方針(案)
- ・ 資料4: 中央省庁等改革の推進に関する方針(案)の概要

上記資料の入手をご希望の方は、中央省庁等改革推進本部事務局(03-3539-8820)までお問い合わせ下さい。

なお、中央省庁等改革関連法律案及び中央省庁等改革の推進に関する方針は、本部・閣議決定の後、このホームページに掲示する予定です。